



# 令和8年度 柳津町地域おこし協力隊 募集要項



# 柳津町ってどんな町？

柳津町（やないづまち）は福島県会津地方、「奥会津」と呼ばれる地域の入り口に位置します。只見川やJR只見線の通る人口約2,800人の町で、その面積のほとんどを森林が占めています。

町のシンボルは「福満虚空藏菩薩圓藏寺」と「赤べこ」。

約1,200年の歴史を誇り、毎年1月7日に「七日堂裸詣り」が盛大に開催される圓藏寺は、その昔、災害により大きな被害を受けました。このとき現れ、再建を手伝ったとされるのが「赤べこ」。全国でも有名な赤べこは、柳津町が伝説発祥の地とされています。

そんな柳津町も人口減少や少子高齢化が急速に進み、様々な課題を抱えています。町では、地域住民と親睦を図りながら、共に地域活性に取り組んでいただける方を求めていきます。



# 地域おこし協力隊って？

「地域おこし協力隊」とは、都市地域から過疎地域等への条件不利地域に移住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の活動、農林業への従事、地域住民への支援などの「地域協力活動」を行ながら、その地域への定住・定着を図る制度です。

隊員は自治体の委嘱を受け、最大で3年間の任期で活動します。

柳津町では、これまで累計21名の隊員を委嘱し、令和8年1月1日現在8名の隊員がそれぞれの分野で活動しています。

現在活動中の隊員の様子を一部ご紹介します！

隊員が毎月活動報告を投稿している「note」も  
こちらの二次元コードからぜひご覧ください！



それぞれの活動分野で  
町に貢献したり…



地域の取り組みを  
一緒に応援したり！



# どんな人が応募できる？



次に掲げるすべての事項を満たすことが応募要件です。

- 1) 任期期間中に関係者と連携を図りながら業務に取り組み、柳津町に定住する意欲のある方
- 2) 地域住民とともに積極的に活動ができる方
- 3) 下記のア、イのいずれか及びウの要件を満たす方
  - ア 条件不利地域（※1）を除く、三大都市圏内の都市地域（※2）もしくは指定都市、三大都市圏外の都市地域もしくは指定都市にお住まいの方 ※三大都市圏内・外の一部条件不利地域、指定都市も条件により該当します。
  - イ これまで、他の地域において地域おこし協力隊員として2年以上の経験があり、かつ解団から1年以内である方
  - ウ 採用決定後は柳津町に住民票および生活の拠点を移すことができる方（家族との居住も可）
- 4) 職務経験又は社会活動等の経験がある方
- 5) 地域活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方
- 6) 心身ともに健康である方
- 7) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- 8) パソコンの基本操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができるほか、ホームページの開設やSNS等の活用に意欲的に取り組むことができる方
- 9) 活動終了時に起業又は就業して柳津町に定住する意欲のある方
- 10) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条件に該当しない方
- 11) 国・都道府県・市町村の各種税金、国民健康保険料、国民年金等の滞納がない方
- 12) 自家用車を所有しているか、所有予定の方

(※1) 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村を指します。

- ①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）
- ②山村振興法
- ③離島振興法
- ④半島振興法
- ⑤奄美群島振興開発特別措置法
- ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法
- ⑦沖縄振興特別措置法

(※2) 三大都市圏内の都市地域とは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県および奈良県の区域全部を指します。ただし、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外に限ります。

## 任用期間



令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

着任日は合格者と調整のうえ決定し、委嘱の期間は最低1年、最長3年とします。

ただし、隊員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消す場合があります。

## 活動経費の取扱い



協力隊の活動に使用するための活動経費を用意しています。

物品購入費、研修参加費等のほか、以下のように活用します。

- ・住宅備品…町営住宅への入居となる場合に、照明機器、浴槽、ガス台等の基本的設備のほか、任期中の家賃は活動経費から負担します。

ただし、食費、光熱費、町内会費等は個人負担となります。

- ・車両…活動に使用する車両は、必要に応じて活動経費を使用して用意します。



# 応募方法

次に掲げる提出書類をお送りください。提出方法は、**右下の二次元コードからアクセスできる応募フォームへの添付**または**簡易書留による郵送**のいずれかとします。郵送の場合、お送りいただいた書類の返送はできません。到着までの日数を考慮しお送りください。

## ◆提出書類

①所定の様式による応募申込書（A4版）

②所定の様式による履歴書（A3版）

③住民票の原本

④自動車運転免許証の写しおよび各種資格証の写し

※①、②は町ホームページ（応募フォーム内リンクからアクセス可）

より取得し、フォームから送る場合はPDFにしてお送りください。

※③、④をフォームから送る場合は、記載事項がはつきりと確認

できるよう原本をスキャンまたは撮影して添付してください。

## ◆郵送の場合の提出先

〒969-7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234  
柳津町役場 みらい創生課 地域おこし協力隊採用担当 宛

応募フォームはこちら

## ◆応募締切日

**令和8年2月10日（火）必着**

採用状況により再募集を実施する場合があります。



## 採用スケジュール（予定）

締切～2月中旬

書面審査、オンライン面談

2月中旬～下旬

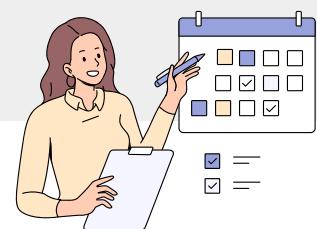
面接審査

3月上旬～

合否通知

4月1日～順次

着任（合格者と町で調整のうえ決定します）



# 地域アートまちづくり事業

## 令和8年度 柳津町地域おこし協力隊募集シート

事業名	地域アートまちづくり事業			募集人数	1名
任用の型	職員登用型	身分	雇用型		
協力隊活動（地域協力活動）の内容		活動により期待する効果（町がどうなるか）			
柳津町特有の文化的資源である斎藤清作品（斎藤清美術館）を活用した地域活性化活動 ・教育普及活動 ・ワークショップの開催 ・SNSでの情報発信 ・地域資源と結び付けたプロジェクトの企画 ・住民参加型のまちのアートプロジェクトの企画		美術館があることによって、町の教育・福祉・産業等が豊かになる ・ワークショップ、アートイベント等を通じて、学校連携などの教育普及事業を強化。 ・地域住民とのコミュニケーションを図り、子供から高齢の方まで多くの人が集まる場となる ・若者、子育て世代、観光客など新たな層にアプローチし、来館者を増やす。 ・イベント、事業の実施により、美術館が町（行政・地域との事業連携を図ることができるようになる。			
募集の背景	・地域全体で人口が減少しており、美術館の主要来館者も高齢化していることから、将来の来館者の確保・文化継承が課題 ・来館者数が減少し、企画展や教育普及活動への参加者も限られている。 ・美術館は地域の文化資源であるものの、観光ルートに十分組み込まれていない ・情報発信力が弱く、来館者獲得につながりにくい。				
主な活動場所		協働するパートナー（共に活動するひと）			
斎藤清美術館		・活動中の協力隊、地域住民 ・教育機関（保育所、小・中学校） ・大学連携（筑波大学・武蔵野美術大学・会津短期大学等）			
求める人物像		3年後（卒隊後）のビジョン			
・アートや地域活性化、美術館でのワークショップに関心がある方 ・地域住民とのコミュニケーション能力がある方		・美術館での文化・教育・地域活動の経験を活かし、地域での文化事業を企画、実施。 ・美術館での経験、人脈を生かし、地域に継続的な関りを持つことで関係人口の創出を築いていく			
担当係	美術館係	担当者	佐藤・伊藤	振興計画での該当施策	④地域行事の継承、文化財の保存・活用と芸術文化の振興

## 勤務条件等

### ◆身分

柳津町の第1号会計年度任用職員

### ◆活動時間・日数（原則）

1日7時間（9時15分～17時15分 休憩1時間）

月あたり21日以内（土・日・祝日の勤務あり）

### ◆報酬・手当（令和8年4月時点 制度改正に伴い変更の場合あり）

報酬日額10,320円（前月1か月分を翌月支給）

6月、12月にそれぞれ賞与（期末・勤勉手当）を支給

※通勤距離に応じ通勤手当を支給

## この事業に関する問い合わせ先

教育課 美術館係（担当：佐藤・伊藤）

tel：0241-42-3630 mail：bijutsu@town.yanaizu.fukushima.jp



◆作成・編集

柳津町役場 みらい創生課 みらい創生係

tel : 0241-42-2447 mail : [mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp](mailto:mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp)

HP : <https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/>